



「補習」のあり方について考える

2012年10月

愛知県高等学校教職員組合

0. はじめに

2012年7月17日、愛知県教育委員会教育長名で「補習に係る教職員の服務等の取扱いについて」(通知)が出されました。今回の件は、補習の謝金についての整理をするだけのものであり、また、年度途中の急なことでもあって、各職場で十分な議論をする余裕もなく、とりあえずの対応を余儀なくされたと思います。

しかし、突き詰めていくと、「そもそも補習とは何か」「補習は教員の職務なのか」「補習はどうあるべきか」等についても考えざるを得ない問題です。この機会に各職場で、「補習」のあり方について議論することをよびかけます。



1. そもそも「補習」(いわゆる「進学補習」)とは何か

(1) 「受験対策」とは

高等学校の教育課程は、該当する全ての生徒が学ぶ内容です。学習する生徒集団の興味・関心に即した教材選びや授業展開が、教育課程に基づいてなされます。他方、個々の生徒が希望する大学等に進むための特別な対策を講じようとする場合、その位置づけは高等学校の教育課程に基づいた授業とは別の性質のものとなります。したがって、予備校や塾や家庭教師などの手段を利用して、あるいは自学自習という形態で、個々の生徒が必要とする対策を高校の教育課程とは別に本人の責任で行うというのが、本来の「受験対策」「受験勉強」の姿ということになります。

(2) 「進学補習」とは

上記のような「受験対策」を学校で教員が行うようになったものを「進学補習」と呼ぶようになります。なぜそのようなになってきたのでしょうか。様々な要因が考えられますが、平日の授業後の夜間に自宅から安全に行き来できる所に予備校がないなどの地域の特徴が大きいのではないかと思います。また、受験競争が激化し、受験対策が早期化してくると、部活動などと両立しながらになります。そうなると、必然的に早朝や夜遅い時間に「受験対策」をせざるを得ず、学校での拘束時間が長い中で予備校と往復することが負担となり「学校でついでにやって欲しい」という要求に結びつきます。あるいは、決して安くはない予備校の費用を考えた時、経済格差が学力格差につながるのを見かねた教員が好意で始めたのかもしれませんが。

いずれにしても「進学補習」とは、本来は予備校等で生徒個人の責任で行うはずのものが場所を学校に移しただけのものであり、高等学校の教育課程とは別の性質のものであることにはわかりありません。



2. 「補習」は教員の職務ではない

「進学補習」がこのような性格のものであるなら、当然「教員の職務」とは位置づける

ことができず、愛高教もその立場を取ってきています。しかし、上記1（2）で挙げたような様々な事情から、「進学補習」が場所を学校に移してきた経過があります。したがって愛高教は、補習そのものを否定するものではありませんが、それは自発的なものであるべきであり、生徒や教員に強制されたり、行き過ぎたものとなったりすることはよくないと考えています。

また、職務外の業務である「進学補習」を学校が主催することはあり得ないわけですから、今回の通知のようにPTA等の主催が本来の姿と言えます。しかし、多くの教員が携わる「進学補習」をPTA等が計画・実施するには無理があり、これまで進路指導部や学年会等が組織的に調整し、補習を維持できたというのが現状です。そのように考えると、やはり「進学補習」は教員個人が自発的に行うという範囲にとどめるのが妥当ではないでしょうか。



3. 「進学補習」の現状

しかし現在は、教員の職務との区別がはっきりしないような「進学補習」や、行き過ぎではないかと思われるものが多く見られるというのが現状です。例えば、

- ・補習を欠席する時に保護者からの電話連絡を義務付ける（早朝補習の欠席連絡を受けるための電話当番をおいている学校もあります）。
- ・補習を欠席した生徒を、見せしめのように叱責する。あるいは欠席した分、ペナルティを課す。
- ・名目上は希望制であっても、実質は全員参加となるような指導をしている。
- ・年末年始やお盆など、社会通念上休みであるはずの日にも補習あるいは学校で勉強させる（1月2日から開けている学校もあります）。

また、先日の、補習の謝金に関わる文部科学省通知には、以下のような表現があります。

○2012年5月9日付 文部科学省初等中等教育局長通知より

…生徒の進路実現を図るために実施する補習や特別の講座等の事業について…その事業の内容や実施方法が、学校の本来の教育活動として行われるべきと考えられるもの（教育課程の一部として実施していると見なさざるを得ないもの、自校の生徒が必ず参加しなければならないような運用が行われているもの、教職員の勤務時間と連続するなどの形で行われ、勤務時間中の職務との区別が明確でないものなど）について、教職員が報酬を得て事業に従事することは、その職務の信頼性や公正性を損ないかねないことから適当でないこと。

上記の下線部分に例示されたような補習の実施方法は、自発的な「進学補習」のあり方からはほど遠いものです。このような「進学補習」を実施している学校が少なくないことを、この通知は示しています。

このような現状の中、県教委も、行き過ぎた補習を戒めるよう言わざるをえなくなっています。上記の文部科学省通知を受けて愛知県教育委員会高等学校教育課が配布した資料には、以下のような表現があります。

○2012年7月3日 校長会配付資料より

2 考え方の変更（文部科学省の指導）を踏まえた方針について



- (1)…学校は他の教育活動との調和を図りながら、補習が過度にならないよう、PTAと十分協議を行う。
- (2)…補習は希望者を対象として実施されるものであり、参加を強制することがないようにする。
- (3)…補習の内容は、使用教材など通常の授業とは明確に区別し、授業を進めることがないようにする。

この資料は、勤務時間外の補習についてのみ言及したものです。本来の「進学補習」のあり方に立ち返って考えれば、当然のことを言っているにすぎません。

4. 「行き過ぎた補習」をなくすために

今一度立ち止まって、「行き過ぎた補習」による弊害を、様々な視点から考えてみましょう。



- ・特別活動（HR活動、生徒会活動、学校行事）は生徒の自主性を育む重要な教育活動として位置づけられていますが、「進学補習」がそれらを妨げるようなことになっていないでしょうか。生徒個人の「受験対策」は、特別活動よりも優先されるものではないはずです。
- ・学校内外での様々な自主的な活動は、生徒が大きく成長する場でもあります。生徒を学校に長時間拘束したり、「補習漬け」にしたりすることによって、生徒が自主活動に参加する機会を奪ってはいないでしょうか。
- ・高校生の健全な発達を考えた時、1日の中で、学校で学習する時間・特別活動や自主活動の時間・家庭学習の時間・自分の好きなことをしたり友人と過ごしたりする余暇の時間・家族と過ごす時間や休息の時間などが、バランスよく存在することが必要ではないでしょうか。
- ・補習という機会を与えることによって、生徒が自主的・自発的に学習する姿勢を身につけることを妨げてはいないでしょうか。補習を受けただけで勉強した気になり、家庭学習をほとんどしないという生徒はいませんか。このような、教員が全てを丸抱えするようなあり方は、生徒の自主性を奪うものであると同時に、教員の長時間過密労働の要因の1つであると考えられます。
- ・教員の中には、「授業よりも補習の方が、やる気のある生徒だけを相手にできて、目的もはっきりしているのでやりがいがある」という人がいます。しかし、高校の授業の目的は、進学対策とは別のところにあります。補習のあり方を見直すと同時に、授業のあり方にも目を向ける必要があるのかもしれない。
- ・大学進学のための「補習」が、大学入学後に必要とされる「学力」と結びついているでしょうか。愛高教も参加する「大学入試に関する高校・大学の交流会」では、中部・東海ブロックの国公立大学の先生方から「学生の学力低下よりも『学習力』に疑問を感じる」「Power Point を一言一句書き写そうとする」「参考書やテキストを、自力で読むことができない」などの声が口々に聞かれました。
- ・「進学補習」が組織的に実施されることによって、生徒は「みんなが受けているから自分も受けなければ」「ちょっとしたことで欠席できない」と感じるのではないのでしょうか。補習を欠席す



る場合の電話連絡を義務付けたり、居残りなどのペナルティを与えたりしていませんか。
・「進学補習」が組織的に実施されることによって、教員も断りにくい雰囲気になっていないでしょうか。もし教員個人の自発的なものであるならば「自分が断ると、かわりに誰かがやらないといけない」という状況にはなりえないでしょう。また、このことが、長時間過密労働の要因の1つになっているのではないのでしょうか。県の総括安全衛生委員会に出された「在校時間記録簿」のまとめからも、「部活動過熱校」「検定過熱校」（実業高校）とならんで、いわゆる「進学過熱校」が長時間労働の上位に名を連ねています。

5. おわりに

私たち教職員の仕事は、生徒の全面的な成長・発達を援助していくことにあります。社会の姿や教育制度等が年々様変わりしていく中、生徒たちにとって本当に必要なことは何なのかを、常に立ち止まり振り返りながら、生徒の実態に即して教育実践を進めていくことが、私たち教職員に求められているのではないのでしょうか。

県立高校の中には、「進学補習」のあり方を原点に立ち帰って考える中で、「教員個人の自発的なもの」という範囲にとどめてきた学校もたくさんあります。

この討議資料を1つの材料にして、各職場で活発な討議がされることを期待します。



◆参考資料◆

文部科学省は、「中央教育審議会初等中等教育分科会 教職員給与の在り方に関するワーキンググループ（第8回・2006年11月10日）配付資料」の中で、以下のような見解を述べています。

○「校務」「職務」の定義について

「職務」は、「校務」のうち職員に与えられて果たすべき任務・担当する役割である（具体的には、児童生徒の教育のほか、教務、生徒指導又は会計等の事務、あるいは時間外勤務としての非常災害時における業務等がある）。

「校務」とは、学校の仕事全体を指すものであり、学校の仕事全体とは、学校がその目的である教育事業を遂行するため必要とされるすべての仕事であって、その具体的な範囲は、①教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関する面、②学校の施設設備、教材教具に関する面、③文書作成処理や人事管理事務や会計事務などの学校の内部事務に関する面、④教育委員会などの行政機関やPTA、社会教育団体など各種団体との連絡調整などの渉外に関する面等がある。

○勤務時間内に職務外の業務を行う場合について

職務として位置づけられない業務については、職務専念義務の免除のための措置が必要であり、そうでなければ有給休暇を取得して対応する必要がある（場合によっては、兼職・兼業の承認が必要となる）。

